

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和 38 年農林省令第 5 号）第 70 条第 1 項第 2 号に掲げる小型機船底びき網漁業につき、岐阜県漁業調整規則第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置及び同条第 2 項に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

許可又は起業の認可をすべき船舶等の数その他の制限措置

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	許可又は起業の認可をすべき漁業者の資格	（規則第 13 条第 1 項により許可又は起業の認可時に付加する条件）	許可又は起業の認可を申請すべき期間	許可の有効期間
手繰第 3 種漁業（しじみ掻き漁業）	23	3 トン未満の範囲内において許可証に記載された船舶の総トン数	260kW（60 馬力）以内の範囲内において許可証に記載された船舶の推進機関の馬力数	今尾橋の右岸上流端から上流三百メートルの点と今尾橋の左岸上流端から上流三百メートルの点を結ぶ線より下流の岐阜県域の揖斐川	1 月 1 日から 12 月 31 日まで。ただし、海津橋下流端より上流は 5 月 10 日から 7 月 31 日までを除く	海津市に住所を有する漁業者又は漁業従事者	なし	2023 年 6 月 1 日から同 6 月 30 日まで	2023 年 8 月 1 日から 2028 年 7 月 31 日まで